

本年度、国保税率は変更ありません

国民健康保険税についてお知らせ

国民健康保険は、地域の医療保険として町が運営。皆さんからの国保税と国・県補助金や負担金で賄われています。安心して医療にかかれるよう、みんなで支え合っていく考えを基本にしています。

国民健康保険税率

●本町の国民健康保険税は、表1の4つを合計し計算されますが、国保に加入している40から64歳(第2号被保険者)の人は、医療分・支援分・介護分を合わせた額を国保税として納めていただくこととなります。

●賦課限度額は、医療分47万円、支援分12万円、介護分9万円です。

表1 ●国民健康保険税額の算出基礎

課税対象	保 険 税 率		
	医療分	支援分	介護分
所得割額	3.01%	1.45%	1.22%
資産割額	20.10%	10.50%	10.31%
均等割額	14,100円	5,100円	8,220円
平等割額	15,900円	6,780円	6,720円

●納税義務者は世帯主です。世帯主が被用者保険など(擬制世帯主となる)に加入している場合や、長寿医療制度へ移行している場合でも、世帯の中で国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

●一定の所得以下の世帯に対しては、均等割額、平等割額を軽減する措置がとられます(所得により7割・5割・2割軽減します)。

※特定世帯に該当する人は、

平等割額の半額から軽減措置がとられます。

保険税についての注意

1課税は加入発生の月から
保険税は国保へ加入発生の月から課税となります。国保の届出は、14日以内にお願います。保険税は、加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から納めます。このため、加入した月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

2納期が9回に
国保税の納期が9回(7月から翌年3月)に変更になりました。特別徴収の世帯は年6回(年金支給月)です。

3年度途中でやめた人
世帯全員がやめたときは、国保の資格がなくなった前月分までの保険税を再計算します。その結果不足分がある場合は、やめた月以降に納めていただくことになります。納めずぎの場合はあとで還付し

ます。なお世帯の一部がやめた場合は、再計算して届出の翌月から月割りで納めていただきます。

4その他減免など
災害や特別な事情により、保険税の納付が困難な場合は、申請により減免が認められる場合があります。ご不明な点など、気軽にお問い合わせください。

▼生活健康課町民室
☎(56) 22223

▼生活健康課町民室
☎(56) 22222

▼同住民生活室
☎(58) 7070

高齢受給者証が藤色に

70から74歳の人に交付されている国保の高齢受給者証が、8月1日から「藤色」に変わります。高齢受給者証を受け取った住所・氏名・生年月日・一部負担金の割合などの確認をお願いします。

国民健康保険

提出し、受診証交付を受けてください。受診後では助成を受けることはできません。

▼生活健康課町民室
☎(56) 22222

康保険被保険者証の有効期限前に、後期高齢者医療制度より新しい保険証が届きます。現在、お手元にある高齢受給者証は、各自責任を持って破棄してください。有効期限が平成21年7月31日となっているため、8月1日以降は使用できません。

人間ドック(脳ドック)の助成について

川根本町国民健康保険では、加入者で次の要件すべてに該当する人を対象に人間ドックなど健診費用の一部を助成しています。人間ドックで健康をチェックし、疾病の予防・早期発見・早期治療、健康づくりにお役立てください。

対象者

- 1 申請時、1年以上本町の国保に加入している人
- 2 国保税を完納している人

主な検査(人間ドック)

身体測定・血圧測定・心電図・尿検査・血液検査・視力検査・眼圧検査・眼底検査・聴力検査・肺機能検査・胸部X線検査・消化管検査・超音波検査など

主な検査(脳ドック)

MRI検査・MRA検査・心

※左に示した額は自己負担額です。健診費用の約7割を国保から助成します。
※胃部検査はバリウム検査と胃カメラ検査からの選択が可能です。表の日帰りドックの自己負担額はバリウム検査で実施した場合の金額ですが、バリウム検査と胃カメラ検査費用が異なる医療機関もあります。また、婦人科検診(子宮頸部細胞診や乳がん視触診検査、乳房マンモグラフィー検査)をご希望の場合の費用額および自己負担額などの詳細は、担当までお問い合わせください。
※オプション検査項目の検査費用は全額自己負担です。ご希望の場合は申請時にお問い合わせください。

表2 ●受診できる医療機関と自己負担額一覧表(平成21年4月1日~平成22年3月31日)

	1泊ドック 自己負担額	日帰ドック 自己負担額	脳ドック自己負担額
静岡厚生病院 静岡市	18,900円	11,400円	単独:11,700円 同時受診:8,900円
静岡健診クリニック 静岡市	-	12,000円	単独:10,100円 同時受診:6,100円
藤枝市立総合病院 藤枝市	16,500円	10,500円	同時受診:10,500円 ※単独不可
島田市民病院 島田市	19,800円	11,400円	単独:6,000円 同時受診:6,000円
聖隷予防検診センター 浜松市	19,900円	12,000円	1泊と同時受診:14,200円 ※単独不可
藤枝平成記念病院 藤枝市	-	10,500円	単独:11,100円 同時受診:9,500円
総合健診センターヘルスポート 藤枝市	-	12,350円	単独:12,350円 同時受診:9,500円

高額医療・高額介護合算制度について

生活健康課町民室・福祉課長寿介護室

医療(国民健康保険または後期高齢者医療)と介護の費用が合算できます。医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合には、医療と介護の両方の自己負担額が合算されます。医療保険と介護保険それぞれ限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、年額を超えたときは、その超えた

分が支給されます。
※今年度の合算期間は、平成20年4月1日から平成21年7月31日の16か月間となります。
※詳しい情報については、後日ご案内します。ご不明な点など、気軽にお問い合わせください。
生活健康課町民室 ☎(56) 2222
福祉課長寿介護室 ☎(56) 2224